

2013年7月5日

対インド企業・商事契約において注意を要する仲裁規定の扱い

執筆：ZEUS 法律事務所パートナー ビベック・コーリー弁護士

監修：榎インド総合研究所代表 榎 泰邦

国際商事契約に欠かせないのが、紛争解決手段としての仲裁規定である。しかし、例文規定化していて、十分な注意を払われない傾向がある。精々、仲裁地・根拠法を日本にする方が便利かつ有利と考える程度である。しかし、インド企業相手では、仲裁地をインドにしないとインド国内にある資産に対する保全措置が期待できずリスクが大きい、と言うのがコーリー原稿のポイントである。インド 1996 年仲裁法に、「国外仲裁であっても、保全措置に関する限りインド裁判所の管轄が及ぶ」との規定が欠けているためである。以下、コーリー原稿の内容をかいつまんで紹介する。

1. インドの仲裁法について

1899 年仲裁法がインドの最初の仲裁法であるが、これは宗主国英国の 1899 年仲裁法の引き写しであり、後に廃止される。1908 年のインド民事訴訟法を経て、1940 年仲裁法が成立する。この法律は、インド国内を仲裁地とする仲裁を対象とし、インド司法の強力な権限を背景に、仲裁の各段階で裁判所の介入を認める内容であった。その後、国外を仲裁地とする仲裁を対象として 1961 年外国仲裁判断法が制定され、1940 年仲裁法（国内仲裁）と 1961 年外国仲裁判断法（国外仲裁）の二本立て体制が 30 年以上続いた。

しかるに、各国仲裁法制のハーモナイゼーションを目的に、国際商事仲裁に関する 1985 年国連モデル法（以下、国連モデル法）が UNCITRAL での作業を経て国連で採択された。インドも、長年続いた国内外の二本立て法体制を一本化し、国連モデル法に殆どそのまま取り入れる形で、1996 年仲裁法を制定した。

ここで、1 点、1996 年仲裁法が国連モデル法と異なる箇所が生まれた。それが、「裁判所による保全措置」の適応対象にかかる規定であった。すなわち、国連モデル法第 1 条は、国内仲裁に適応範囲を限定しつつも、第 9 条の「裁判所による保全措置」規定についてはその例外とし、国外仲裁であっても「裁判所の保全措置」については適応対象とする余地を残している。

ところが、インドの 1996 年仲裁法は、この例外規定を設けなかった。ここからインドの仲裁法体制の迷走が始まる。即ち、現実の国際商事仲裁では、折角、インド国外での仲裁による判断が自社に有利な内容となっても、インド国内に有する資産の保全措置が直ちに執られなければ、仲裁判断が最終的にインドで確定し、執行されるとしても、その間に相手のインド企業が資産を処分してしまえば、事実上仲裁判断は意味を持たないことになる。果たして、最高裁判例でこれを救済することが出来るのかが争われたが、最高裁判例は二転、三転する。

2. 最高裁判例の変遷

最高裁判例をみる前に、1996年仲裁法の構成を見てみよう。第1部から第4部までであるが、ここで関係するのは、総論としての第1部と国外仲裁に関する第2部である。第2部が対象とするのは、国外仲裁の「開始」と「執行と承認」のみであり、問題となる「保全措置」は含まれていない。これに対し、第1部の総論は、開始、仲裁手続き、仲裁判断、執行と承認のすべてをカバーしており、「保全措置」も対象としている。従って、本稿の関連でいえば、国外仲裁についてもインドの裁判所は管轄権を有し、第1部が適用されるか否かが問題となり、まさに最高裁でもこの点が争われた。

(Bhatia International ケース)

この裁判では、国外仲裁の当事者たる外国企業が、1996年仲裁法第9条の下で、インドの裁判所による「保全措置」を求めたのに対し、他方の当事者たるインド企業は、国外仲裁には1996年仲裁法第1部の適応はなく、従って、インドの裁判所は「保全措置」を執る権限を有しないと主張し、対立した。最高裁判決は、国外仲裁についてもインド司法の管轄が及び、1996年仲裁法第1部が適用される（但し同第2部と重複しない限り）、即ち「保全措置」を取りうるとした。その理由として、仲裁対象となる資産がインド国内にありながら、国外仲裁であることを理由に「保全措置」が取られなければ、仲裁当事者は救済を受けられないことになると立論した。

その後、**Venture Global ケース** (Venture Global Engineering と Satyam Computer Service Ltd 間の係争) でも、同様に国外仲裁に対し1996年仲裁法第1部が適用されるとの最高裁判決が下されたが、同ケースでは、適応対象が「保全措置」に止まらず、インド裁判所の権限は仲裁判断の訂正、無効にまで及ぶとした。

(最高裁判例を巡る混乱)

仲裁当事者の救済を目的として立論された最高裁判決であったが、1996年仲裁法に「保全措置」についての例外規定がないまま、総論である第1部を国外仲裁に適応するとの立論をすれば、その論理的帰結は「保全措置」のみならず、仲裁全体に対するインド裁判所の管轄の問題へと発展する。こうしたインド司法の判断は、国際仲裁制度に対するインド裁判所の過剰な介入を許すことになり、国際的なハーモナイゼーションを追求する国連モデル法の趣旨にも反するとの国際的非難を呼び、また、国際商事仲裁の実態とも合致しないものとされた。

(Balco ケース)

この混乱に終止符を打ったのが、Balco と Kaiser 間で争われた「Balco ケース」であった。この裁判で最高裁は、過去の Bhatia International 判例および Venture Global 判例を覆し、要旨次の通りの判決を下した。

- ①仲裁を管轄するのは、仲裁地の法律である。
- ②当事者が国外仲裁を選択した以上、インドの管轄権は及ばない。
- ③1996年仲裁法第1部は、国内仲裁のみに適応され、国外仲裁には適応されない。

この判決によって、混乱していた国外仲裁に対するインド裁判所の管轄問題は整理されたが、1996年仲裁法第1部が国外仲裁に適応されないことによって、「保全措置」についてもインド裁判所の管轄外となった。即ち、Bhatia ケースでは「保全措置」を可能にするために仲裁法全体の法体系を歪める結果となり、それを是正した Balco ケースでは、法体系の歪みは修復したが、「保全措置」を巡る救済は措置されないこととなった。

この問題の根本的解決は、法改正によるしかない。インドも国連モデル法と同様に、1996年仲裁法を改正し、「保全措置」については国外仲裁であってもインド裁判所の管轄対象とするとの例外規定を置くことである。実際、わが国仲裁法（第3条および第15条）を始め多くの国の仲裁法は、この点に関する例外規定を置いている。既にインド議会でも、同例外規定を置く方向で改正案準備の動きがある。

3. 日本企業への教訓

改正案が準備中とは言え、実際にインド議会で立法されるまでには、なお紆余曲折が予想される。この間、インドに対する投資家は、インド国内に有する資産に関する「保全措置」が保護されないことになる。一般論で言えば、日本企業が仲裁規定を入れる場合、仲裁地・根拠法は日本ないし信頼性の高い第三国とするのが望ましいが、インド国内の資産の保全措置を確保するためには、仲裁地・根拠法をインドとし、インド裁判所の管轄下におくことが安全となる。

(2013年7月1日記)

(お問い合わせ先)

榎インド総合研究所

代表 榎 泰邦

E-mail yasukuni.enoki@sunandsands.com

◆ ビベック・コーリー（ZEUS 法律事務所パートナー）略歴 ◆

1968年、デリー生まれ。1988年デリー大学数学科卒、1991年に同法学部卒後、法律実務に就き、2005年より現職。22年間に及ぶ法律実務経験を有し、特に会社法、税法分野を強味としている。政府の各種諮問委員会委員を務める他、著作多数。

